

社会福祉法人ミツワ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ミツワ会の役員報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員のうち理事長業務を行う理事に対して理事長報酬を支給する。

2. 役員が法人の会議等に出席した時は、費用弁償する。

3. 監事が監査業務を行った時は、費用弁償する。

(支給額)

第3条 理事長報酬支給額は、月額 0円とする。

費用弁償については職員の規程に準ずる。

2. 役員が費用弁償は、日額 3,000円とする。

3. 監事の費用弁償は、日額 7,500円とする。

(支給日)

第4条 理事長報酬は、毎月20日（支給日が休日の場合は、前日）に支払う。

2. 日額の費用弁償は、その当日に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

第3条（支給額） 平成22年11月 改訂

第3条（支給額） 平成28年11月 改訂